



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 23 日 (金)
号外第 4 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	海岸保全区域の指定の一部改正 (271) (河川課) 2
	鳥取県立生涯学習センターの利用料金の一部改正 (272) (教育委員会家庭・地域教育課) 3

告 示

鳥取県告示第271号

昭和40年鳥取県告示第523号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成19年3月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
海 岸 名	区 域	海 岸 名	区 域
略		略	
鳥取県鳥取沿岸福部海岸岩戸地区海岸	<p>次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点11と基点1とを直線で結んだ線によって囲まれた区域のうち鳥取市福部町細川字高浜726 - 606及び726 - 608並びに鳥取市福部町海士字高浜889 - 634、889 - 635、889 - 637、889 - 754及び889 - 755を除いた区域</p> <p>基点1 鳥取市福部町細川字高浜726 - 606の標柱1</p> <p>基点2 基点1 から241度51分07秒303.72メートルの標柱2</p> <p>基点3 基点2 から249度39分41秒200.14メートルの標柱3</p> <p>基点4 基点3 から244度34分20秒100.22メートルの標柱4</p> <p>基点5 基点4 から244度19分46秒300.72メートルの標柱5</p> <p>基点6 基点5 から247度32分40秒100.10メートルの標柱6</p> <p>基点7 基点6 から338度05分00秒364.70メートルの点</p> <p>基点8 基点3 から338度05分00秒335.00メートルの点</p> <p>基点9 基点1 から330度04分35秒306.88メートルの点</p> <p>基点10 基点11から331度25分06秒368.00メートルの点</p> <p>基点11 基点1 から62度13分56秒191.32メートルの標柱11</p>	鳥取県鳥取沿岸福部海岸岩戸地区海岸	<p>次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点9と基点1とを直線で結んだ線によって囲まれた区域のうち森林法第25条第1項の規定による保安林並びに岩美郡福部村大字細川字高浜726 - 608並びに大字海士字高浜889 - 634、889 - 754及び889 - 755を除いた区域</p> <p>基点1 岩美郡福部村大字細川字高浜726 - 608の標柱1</p> <p>基点2 " 大字海士字高浜889 - 634の標柱2</p> <p>基点3 " 889 - 755の標柱3</p> <p>基点4 " 889 - 755の標柱4</p> <p>基点5 " 889 - 755の標柱5</p> <p>基点6 " 889 - 755の標柱6</p> <p>基点7 基点6 から338度5分0秒364.70メートルの点</p> <p>基点8 基点3 から338度5分0秒335.00メートルの点</p> <p>基点9 基点1 から330度4分35秒306.88メートルの点</p>
略		略	

鳥取県告示第272号

平成18年鳥取県告示第255号（鳥取県立生涯学習センターの利用料金について）により告示した利用料金を変更し、及び追加することについて、鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）第11条第2項の規定に基づき平成19年3月15日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成19年3月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
1 利用料金					1 利用料金				
(1) 施設利用料等					(1) 施設利用料等				
区分	社会教育活動のために利用する場合		社会教育活動以外のために利用する場合		区分	社会教育活動のために利用する場合		社会教育活動以外のために利用する場合	
	施設利用料	冷暖房料	施設利用料	冷暖房料		施設利用料	冷暖房料	施設利用料	冷暖房料
略					略				
パソコン研修室	1時間につき 350円	1時間につき 70円	1時間につき 700円	1時間につき 210円	パソコン研修室	1時間につき 700円	1時間につき 140円	1時間につき 1,400円	1時間につき 280円
略					略				
備考 略					備考 略				
(2) ホール設備利用料					(2) ホール設備利用料				
区分		利用料			区分		利用料		
略					略				
オーバーヘッドプロジェクター		1台1時間につき		100円	オーバーヘッドプロジェクター		1台1時間につき		100円
液晶プロジェクター		1台1時間につき		350円	液晶プロジェクター		1台1時間につき		350円
略					略				
備考 略					備考 略				
(3) ホール設備以外の設備利用料					(3) ホール設備以外の設備利用料				
区分		利用料			区分		利用料		
ピアノ		1台1時間につき		200円	ピアノ		1台1時間につき		200円
液晶プロジェクター		1台1時間につき		80円	液晶プロジェクター		1台1時間につき		80円
略					略				

<table border="1"> <tr> <td>研修室パソコン</td> <td>1台1時間につき</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>研修室パソコン用 プリンター</td> <td>1枚につき</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 及び 2 略</p> <p><u>3</u> 研修室パソコン用プリンターについて、用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>2 略</p>	研修室パソコン	1台1時間につき	120円	研修室パソコン用 プリンター	1枚につき	20円	略			<table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 及び 2 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>3</u> 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 略</td> </tr> </table>	略		備考		1 及び 2 略		<u>3</u> 略		2 略	
研修室パソコン	1台1時間につき	120円																		
研修室パソコン用 プリンター	1枚につき	20円																		
略																				
略																				
備考																				
1 及び 2 略																				
<u>3</u> 略																				
2 略																				

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。